

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和3年7月12日（月）午後3時00分～午後3時40分
2. 開催場所 大和高田市役所 5階会議室6・7
3. 出席委員 （13名）

農業委員	氏 名	農業委員	氏 名	推進委員	氏 名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	安井 進
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	鷺山 久雄	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 （0名）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第4条規定による申請の件

議第3号 農地法第5条規定による申請の件

議第4号 その他

1) 畑作転換申請承認について

2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件

3) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号規定による転用届出の件

報告第2号 公共転用の通知の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東浦章仁

7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から定例委員会を開催致します。

本日は、委員13名出席で、定数は満たされておりますので、総会が成立することを報告致します。また、推進委員さんも全員出席いただいています。

（会長あいさつ）

議 長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。

私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

（異議なしの声有り）

議 長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に12番、吉岡委員さんと13番、中江委員さんのお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の東浦局長を指名しますので、

よろしくお願い致します。

議 長

それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。

まず、議第1号を議題と致します。

事務局から説明をお願いします。

事務局

議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため、売買による所有権移転でございます。

番号1番 申請地、大字今里 □□□番(田) □□□□㎡、

譲受人、樫原市、□□□□、譲渡人、今里町、□□□□、

売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。

譲受人の耕作地面積は、104,306㎡と下限面積は満たしております。

場所は、調査順序表第1番目、おおやまと環境整美事業組合より□に約□□mのところであります。

番号2番 申請地、大字曾大根 □□□番2(畑) □□□□㎡、

譲受人、大字曾大根、□□□□、譲渡人、大和郡山市、□□□□、

売買による所有権の移動で、申請理由は、規模拡大のためでございます。

譲受人の耕作地面積は、4578㎡と下限面積は満たしております。

場所は、調査順序表第8番目、葛城コミュニティセンターより□へ約□□□mのところであります。

以上、議第1号につきましては、2件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、譲受人、又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事者の人数や日数から見て、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況、又は管理状況から、今回取得する農地も含めて今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。

次に、権利の取得後に耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件については、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からも、譲受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請者又は世帯員等の耕作の内容及び耕作規模からしても、農業上の総合的利用には、いずれも従来のおり支障がないものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと判断致します。

ご審議よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長

質問がないようですので採決致します。

それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手／多数挙手)

議 長 (全員挙手／多数挙手) ですので、議第 1 号は、委員会処理に決定致します。
 続いて、議第 2 号を議題と致します。
 事務局から説明をお願いします。

事務局 議第 2 号、農地法第 4 条規定による申請の件について説明致します。
 本件は、市街化調整区域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請
 でございます。

番号 1 番、申請地、大字西坊城□□□番 4 (畑) □□□㎡、
 申請人、大字西坊城、□□□□□、転用目的は、農家住宅を建築するための転用で
 ございます。場所は、部会現地調査順序表第 3 番目、県営住宅東高田団地□号棟の□
 向いのところです。

番号 2 番、申請地、大字今里川合方□番 1 (田) □□□□㎡、
 大字今里川合方□番 2 (田) □□□㎡、
 合計面積 1 6 9 0 ㎡です。

申請人、御所市、□□□□、転用目的は、露天駐車場及び露天資材置場への転用で
 ございます。場所は、部会現地調査順序表第 2 番目、大和高田クリーンセンターより
 □に約□□□mのところでは、

いずれも、申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、議第 2 号につきましては 2 件の申請でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき
 審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは農地部会の審議内容を報告させていただきます。

番号 1 西坊城の□□□□□さんの農家住宅への転用の申請であります。申請地の
 現況は、休耕されています。

周囲の状況は、北側と西側は道路、南側と東側は農地となっております。

2 0 c m 程度地上げし、土砂の流出がないように造成されます。汚水は、浄化槽を
 もうけ、雨水とともに西側の河川に排水されます。隣地農地の方や西坊城水利組合か
 らの同意も得ています。周囲への被害はないものと思われま。

番号 2 御所市の□□□□□さんの露天駐車場及び露天資材置場への転用の申請で
 あります。申請地の現況は、耕起後の状態です。

周囲の状況は、北側は里道、南側は農地、東側は河川、西側は道路です。

西側に擁壁をもうけ地上げし、土砂の流出がないように造成されます。雨水は自然
 浸透で西側の既設水路に排水されます。隣地農地の方や今里水利組合からの同意も得
 ています。周囲への被害はないものと思われま。

農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。

以上、報告させていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地
 転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 番号 1 の農地区分につきましては、近鉄浮孔駅から 1 k m 内に位置し、第 2 種農地
 に該当いたします。

まず、資力、及び信用につきましては、金融機関の借入れを利用し建築する計画で金融機関からの融資証明書は添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し、4ヶ月で完成ということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると判断致します。

番号2の農地区分につきましては、近鉄浮孔駅から1km内に位置し、第2種農地に該当いたします。

まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し、7ヶ月で完成ということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると判断致します。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第2号について何かご意見、ご質問のある方は挙手をお願い致します。
(なしの声有り)

議 長 ご質問等がないようですので、採決致します。議第2号、農地法第4条規定による申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第2号については、県へ送付することに決定致します。

続いて、議第3号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第3号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地を使用貸借権の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字西坊城□□□番4(畑)現況(畑)□□□㎡

使用借受人、大字西坊城、□□□□、

使用貸出人、大字西坊城、□□□□□、

申請地は、使用貸借権の設定により、農家住宅への転用申請でございます。

場所は、調査順序表第4番目、県営住宅東高田団地□号棟の□向いのところ です。

以上、議第3号につきましては1件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりました。続いて農地部会長からの審議結果報告につきましては、先ほど4条申請で報告いただいておりますので省略いたします。

事務局から、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について説明をお願いします。

事務局 番号1の農地区分につきましては、近鉄浮孔駅から1km内に位置し、第2種農地に該当いたします。

まず、資力、及び信用につきましては、金融機関の借入れを利用し建築する計画で金融機関からの融資証明書は添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。

次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手し、4ヶ月で完成ということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると判断致します。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第3号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。

議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手／多数挙手)

議 長 (全員賛成／賛成多数)ですので、議第3号は県へ送付することに決定致します。

続いて議第4号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第4号その他の1番、畑作転換申請承認について説明致します。

番号1番、申請地、大字出□□□番4(畑) □□□㎡

申請人、蔵之宮町、□□□□

場所は、調査順序表第7番目、県道大和高田御所線勝目交差点より□□に約□□mの所です。

番号2番、申請地、大字吉井□□□番7(田) □□□㎡

申請人、大字吉井、□□□□

場所は、調査順序表第5番目、天満保育所より□に約□□□mの所です。

番号3番、申請地、大字吉井□番1の一部(田) □□□㎡のうち□□□㎡

申請人、大字根成柿、□□□□

場所は、調査順序表第6番目、県道大和高田御所線秋吉交差点より□□に約□□□mの所です。

以上、畑作転換申請の承認につきましては、3件の申請で、書類等は具備されております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき、審議頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

農地部会長 それでは報告させていただきます。

番号1 □□□□□さんからの申請です。現況は、果樹を栽培されています。

従来から畑として利用されていましたが、登記地目が雑種地であったため、昨年度地目変更されたため、畑として農地台帳への登載を申請されました。

作付け計画は、季節の野菜や果樹を栽培され、自己消費されとのこと。

番号2 □□□□□さんからの申請です。現況は、耕作されています。

約30cm程度、盛り土する計画です。

作付け計画は、季節の野菜を栽培され、自己消費されとのこと。

番号3 □□□□□さんからの申請です。現況は、休耕されています。

現状のまま整地する計画です。

作付け計画は、季節の野菜や果樹を栽培され、自己消費されとのこと。

いずれも周囲に影響はないものと思われます。妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、報告いたします。

議 長 それでは、農地部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見ご質問ないようですので採決致します。

それでは、議第4号、その他の1番、畑作転換申請を承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手／挙手多数)

議 長 (全員賛成／賛成多数)ですので、議第4号その他の1番については事務局処理に決定致します。

次に議第4号その他の2番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第4号、その他の2番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされています。これは、後に市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。

番号1番、買取り申出の農地、東雲町□□□番(田)□□□□㎡、申出者 三和町、□□□□、買い取り申出事由の生じた者、□□□□、買取り申出事由は、身体の故障のためでございます。なお、申請書類等は、具備致しております。

本件の農業の主たる従事者の確認をするにあたりまして、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、令和3年6月18日に事実確認調査を致しております。本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登録されていること、また買取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されていること、あるいは耕作出来る状況であること、さらに地元農家支部長さんへの照会により、以前は本人が農地の管理をしていたことなどについて、確認を致しております。

以上の審査の結果、□□□□さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手でお願い致します。

議 長 ご質問等ありませんか。ないようですので採決致します。それでは、議第4号、その他の2番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第4号、その他の2番については、事務局処理に決定致します。次に、議第4号、その他の3番について議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第4号その他の3番、専決処分報告について報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件について説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、令和3年5月26日から令和3年6月25日までの届出分でございます。

番号1番 転用届出地、南今里町□□番2（畑）□□㎡、
南今里町□□番2（畑）□□㎡

譲受人、奈良市、□□□□□□□□、譲渡人、今里町、□□□□、今里町、□□□□
2/3、□□□□□1/3、

転用目的は、公衆用道路で売買による所有権移転でございます。令和3年6月22日に確認委員の鬼頭委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

番号2番、転用届出地、大字神楽□□□番1（田）□□□㎡

譲受人、大字神楽、□□□□□□□□□□、譲渡人、大字池尻、□□□□1/2、□□□□1/4、□□□□□1/4

転用目的は、露天駐車場及び露天資材置場で売買による所有権移転でございます。令和3年6月22日に確認委員の奥本委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、第5条関係2件の専決処分の事後報告でございます。

議長 　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。（なしの声あり）

議長 　ご意見ご質問ないようですので、報告第1号を終わります。

確認委員の鬼頭委員さん、奥本委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございます。

議長 　次に議第4号、その他の3番、報告第2号を議題と致します。
それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局 　議第4号その他3番、専決処分の報告について報告第2号、公共転用の通知の件について説明致します。

農地法施行規則第53条第5号において、地方公共団体が当該市町村の区域内にある農地を、道路、河川、水路、その他施設等（施行規則25条第1号から第3号までにかかげる施設）の用に供するためのものは許可不要でございますが、農業委員会に通知としてお知らせ頂いているものでございます。

番号1番、転用届出地、大字西坊城□□□番5（田）□．□□㎡、

譲渡人、香芝市、□□□□1/2、甘田町、□□□□□1/2、

転用目的は、大和高田市が道路に転用するためでございます。

番号2番、転用届出地、大字田井□□番3（田）□□㎡、

譲渡人、香芝市、□□□□1/2、甘田町、□□□□□1/2、

転用目的は、大和高田市が道路に転用するためでございます。

以上、公共転用の通知につきましては2件の通知でございます。

議長 　報告第2号、公共転用の通知の件については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。

議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。

議長 　ないようですので、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。

それではこれで7月の定例委員会を終らせて頂きます。

委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 弓 場 一 郎

署名委員 吉 岡 重 治

署名委員 中 江 彰